

TOSHIMA

社団法人
4 豊島法人会報
APRIL '08 NO. 205



- 第34回 通常総会のご案内
- 箱根一泊研修旅行
- 法人会の活動状況

社団法人 豊島法人会 4

APRIL 2008 No.205

■法人会の趣旨は…

法人会とは、よき経営者をめざす 108 万社の会員組織です。

法人会でのさまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりをうみだします。

法人会は、公正な税制の実現のため経営者の声を国へアピールしています。

■法人会のシンボルマークとは…

中心の円は、「法人会」のコア（核）である「よき経営者をめざすものの団体」を表しております。

そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字“h”に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

目 次

第34回 通常総会のご案内	3
箱根一泊研修旅行	4
法人会の活動状況	6～17
第4回 理事会	6
平成20年度税制改正の要綱—閣議決定	18
都税事務所からのお知らせ	20
お気に入りの店	21
新規会員紹介コーナー（5社）	22
決算法人説明会の開催通知・決算シールについて	22
豊島法人会行事予定	23
表紙の言葉・編集後記	23



会員の皆様へ

第三十四回 通常総会のご案内

社団法人豊島法人会の第三十四回通常総会が次のとおり開催されます。
皆様のご出席をお願い申し上げます。

◆日時／平成二十年五月十四日（水）

午後四時～七時

◆場所／ホテルメトロポリタン

豊島区西池袋一―六―一 電話（三九八〇）一一二一

通常総会 四階 桜

懇親会 三階 富士

◆内容／第一部 通常総会 午後四時～五時三十分

第一号議案 議事録署名人選出

第二号議案 平成十九年度事業報告承認の件

第三号議案 平成十九年度決算報告及び監査報告承認の件

第四号議案 平成二十年度事業計画（案）承認の件

第五号議案 平成二十年度収支予算（案）承認の件

第六号議案 役員選任の件

第二部 懇親会 午後五時四十分～七時

会 費 五、〇〇〇円（当日、受付でお願いします。）

【欠席される方は、委任状の提出をお願い申し上げます。】



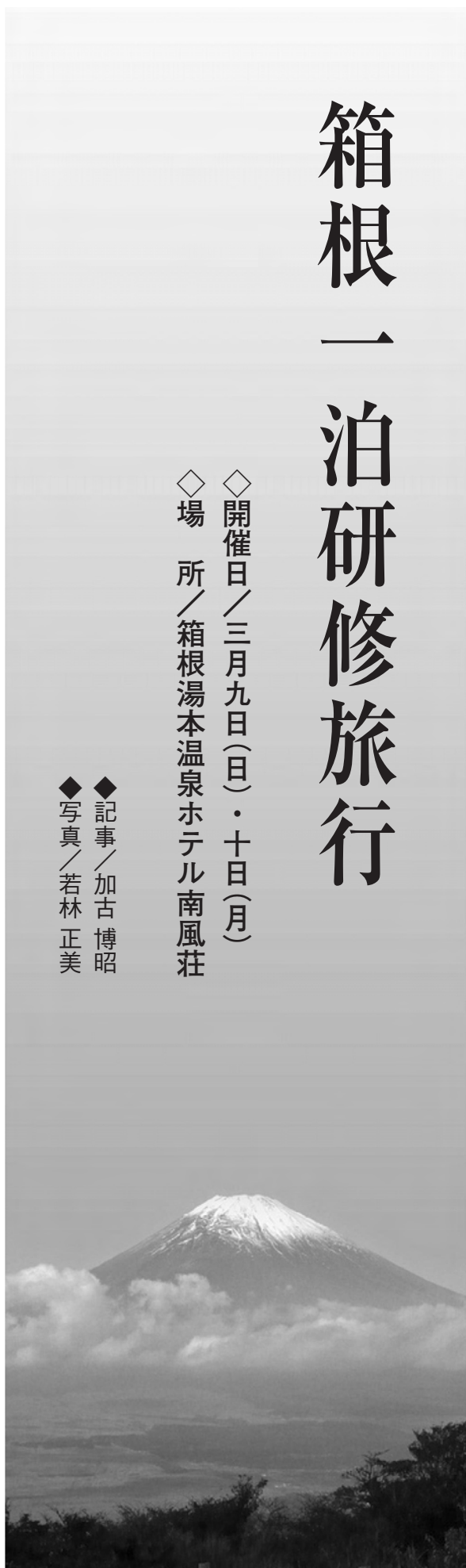
※写真は全て第33回通常総会のものです。

箱根一泊研修旅行

◆開催日／三月九日(日)・十日(月)

◆場 所／箱根湯本温泉ホテル南風荘

◆記事／加古博昭
◆写真／若林正美



十年振りに開催された昨年に続き、今年も春の陽気に恵まれた三月九日箱根湯本温泉ホテル南風荘にて一泊研修旅行が行われ、総勢九十一名の参加となりました。

第一部の研修では、鈴木会長の挨拶で担当委員会への労苦に対しねぎらいのこたけがありました。つづいて若林厚生委員長による講師紹介の中で、今回の研修旅行が組織・厚生・研修三委員会の協力のもと実現できたと披露されました。そして、今回の研修のお題目は「これだけはおきたい・これからの会社作り」と銘打ち、講師は社会保険労務士法人ウイルコンサルティング代表社員である沖田恒治氏に務めていただきました。研修内容は五部で構成され、

一部 “よく聞く、人事・労務担当者の悩み”
二部 “残業は経営者にとって良いことか、悪いことか？”では管理監督者の定義、管理監督者の誤解を採り上げ、いまマクドナルド等で残業代をめぐる裁判が話題となっており、経営者にとってはタイムリーなテーマでした。
三部 “会社の中はどんな感じですか？”
四部 “急に「辞めてしまえ！」と言ってはいけません”

五部 “準備は万端ですか？”では労働契約法施行にともない、労働基準法との相違点を採り上げ、今後は就業規則を周知徹底させることが重要であるとの説明があり、最後に飯田東池袋南池袋ブロック長より早朝の超過勤務扱いについて貴重な経験談が話

され、第一部の研修が終了しました。いよいよここからが本番？の第二部の懇親会が、午後六時より大宴会場「明星」で行われ、今年の司会は山口事務局長が務められました。鈴木会長の挨拶で始まり、宮代副会長の乾杯の音頭のあと、各ブロックの新入会員の紹介を各ブロック長より行われ、盛大かつ和やかに会が進行しました。

席は各ブロックごとに配置され、各ブロック内の役員相互の親睦が深められ、また委員会活動などで親交のある他ブロックの役員同士の交流もこの会でより深められたのではないかと思います。

また、地元の芸妓さんによる舞踊で場が華やき、中村南長崎三・四丁目支部長の舞踊、若林厚生委員長によるドジョ

ウすくいの踊りが場をさらに盛り上げました。そしてカラオケ、大抽選会とつづき、南山副会長の中締めでお開きとなりました。

さらに、豊島法人会の親睦はこれらが佳境とばかり、各グループに分かれカラオケボックスで、ラーメンコーナーで、各部屋で、それぞれ懇親の輪が広がり一泊研修の長い夜が終わりました。そして翌朝の朝食後一泊研修旅行は解散となりました。

最後にこの紙面をお借りして、年度末の多忙な中ご参加いただきました会員各位に感謝申し上げます。また、当研修会の準備にあたった組織・厚生・研修の三委員会担当者に敬意を表します。そしてまた次回を期待される研修旅行でした。

法人会の活動状況



▲90名を越える出席者



▲沖田恒治氏による講演



▲鈴木会長のあいさつ



▲宮代副会長の乾杯の音頭



▲盛大かつ和やかな宴会



▲芸妓さんの舞踏で華が咲く



▲大抽選会で盛り上がりました



▲懇親の輪が広がった箱根でした

第四回理事会

第三十四回 通常総会に向けて

三月二十一日(金)／桐杏学園

平成十九年度の最後となる理事会が、多数の理事出席のなか開かれた。

議事に先だち、厚生受託会社推進員の方々の会員増強表彰がおこなわれた。

議題はつぎのとおりで、すべて承認され、総会への準備が整った。特に二十年度は、タウン誌の発行が予定されたおり、楽しみなどころである。

- 一、法人会の組織について
- 二、第三十四回通常総会について
 - (一)平成十九年度事業実績・収支決算
 - (二)平成二十年度事業計画案・予算案
 - (三)理事選任
 - (四)総会表彰
- 三、平成二十年度の暫定予算
- 四、法人会のイベント後援
- 五、規約の改訂 等。



▲議事はすべて承認された



▲鈴木会長からあいさつ



▲平成20年度に向けて動きはじめる



▲会員増強表彰

一月十五日(火)／ホテルベルクラシック東京

平成二十年

気持ちを新たに

豊島税務連絡協議会 新年賀詞交歓会

豊島区内の税務協力六団体が、一同に会し新年を祝った。

豊島納税貯蓄組合の桐生会長のあいさつに続き、来賓の櫛田豊島税務署長、名倉豊島都税事務所長があいさつされ、鈴木法人会会長の音頭で乾杯し、交歓会が始まった。

どのテーブルも、親睦を深めながらも、平成二十年の景気が関心事の一つであった。

豊島税務連絡協議会構成団体

- ・ 豊島納税貯蓄組合連合会
- ・ (社) 豊島法人会
- ・ (社) 豊島青色申告会
- ・ 豊島間税会
- ・ 豊島酒販連合会
- ・ 東京税理士会 豊島支部



▲講師の伊藤上席

豊島税務署法人課税第三部門伊藤上席を講師として、契約書や領収書に関わる印紙税の講座が開催された。印紙税は、日常の経済取引において作成する契約書、金銭の受領書（領収書）などに課税される税金です。このたびは、「協定書・土地賃貸借契約書・連帯保証人の記載がある借入申込書・借入金の受取書」など問答形式で判り易く講座が進められました。多忙な時期にも関わらず、会員四十七名の出席者がありました。

印紙税実務講座

二月二十二日(金)／測量地質保健会館



▲熱心に印紙税の基礎を学びました



▲尾谷先生（東京税理士会豊島支部）



▲高島先生（東京税理士会豊島支部）

豊島税務署、東京税理士会豊島支部、豊島都税事務所の協力を得、二日間にあつて（出席者四十九名）開催した。講師は、eTaxでは、税理士会の高島・尾谷先生、eLTAXは、都税事務所、須之内主事が交代でつとめた。

誰でも簡単にできる電子申告

三月四日(火)・五日(水)／(株)NTT東日本 東京北

eTax・eLTAX研修会



▲eLTAXをパワーポイントで説明（写真提供：都税事務所）

eTaxの研修は、パソコン環境の説明を受けた後、「開始届出書」の作成や電子証明等特別控除（五千円）を受ける方法などを講師の指導に基づき受講者がパソコンを操作するという実践的な内容で行なわれた。eLTAX研修は、eLTAXの概要・特徴・利用手続き・利用届出を、パワーポイントを使って説明した。二十年度においても、法人会ではこの研修を開催する予定です。

社会貢献委員会 二月十三日(水)～二十五日(月)／池袋駅西口

歩きたばこ、ポイ捨て禁止！

喫煙マナーアップキャンペーン



二月の「喫煙マナーアップキャンペーン」(六日間)に、社会貢献委員が延十二名参加しました。このキャンペーンは、豊島区清掃環境部エコライフ課の参加依頼に応じたもので毎回協力しています。

池袋駅西口周辺の喫煙マナーの向上、ポイ捨て禁止につながる啓発活動であり、当日は、通行人への呼びかけや清掃をおこないました。



▲喫煙マナーアップの呼びかけ(写真提供：豊島区)

社会貢献委員会 三月十一日(火)／豊島区立明豊中学校多目的ホール

「仕事・職業の体験」を話す

職業講話

豊島区立明豊中学校の依頼により、次の三名の方々が、中学一年生百三十名を前にして、ご自身の「仕事体験」についての話をした。

◇講師

- ・白井淳子氏 白井淳子税理士事務所
- ・高橋保次氏 (株)福しん
- ・千野富久氏 (株)千野時計店

白井先生は、税理士をめざして猛勉強し、税務事務所を開くまでの経過、高橋氏は、「ラーメン」との出会い、東長崎一商店「福しん」の開店等、千野氏は、昔は修理が主であった時計屋さんが激減している状況、現在もゼンマイ巻きの時計を愛用している等、の話を二十分の限られた時間で語った。



▲白井淳子氏



▲高橋保次氏



▲千野富久氏

◇生徒の感想

「白井先生が話していた(資格は横に並んでスタートできる)という言葉に私も将来、資格が必要な仕事につきたいので、すごく心に残りました。」

「何気なく行っているお店も、高橋さんのいろいろのことがあって、いまの立派なお店になっている。本当にすごいと思いました。」

「千野さんから、時計に約三百個の細かい部品がはいっていることを聞き、驚きました。その部品を組み立てるのも、作るのもたいへんだと思います。」

百三十人の生徒個々に、それぞれの思いをもたらしした職業講話でした。

今後も、社会貢献委員会では、「中学生の職場体験・職業講話」に協力していきます。



▲アレグレギター工場にて



見るほどその差は激しく、またほんの数軒だけですが大きな家もあり、経済格差、貧富の差を実感しました。

今年度の青年部会の海外研修は晴天ではありましたが、季節ごとの寒さの中での出発となりました。全員時間どおりに集合し、セブ・マクタン島へは成田空港から出ている直行便を利用しました。時間どおりセブ空港に到着し空港内で現地通貨への交換を済ませた後、ホテルへ直行しました。セブへの到着が午後六時半頃であったため、初日は会食のみとなりました。車中、空港からホテルまでの光景は、まだ発展していない頃の昔の日本の町並みのようでした。空港近辺はそれほどでもないのですが、離れば離

海外研修 セブ・マクタン島

青年部会 二月八日(金)～十一日(月)／セブ・マクタン島(フィリピン)

海外研修

れるほどその差は激しく、またほんの数軒だけですが大きな家もあり、経済格差、貧富の差を実感しました。

翌日は最初にアレグレギター工場を訪問しました。その繊細な技を見学しギターの種類や、更には表面、裏面、側面等一つのギターの場所によっても木の種類の違うなど詳しい説明を受けました。木を乾燥させるために六年～七年もの時間をかけるそうです。次に7Dマング工場を訪問し、ド

ライマングやグミのマング等の製造過程を見学し、説明を受けました。最後にサンミゲルビール工場を訪問しました。セブでは、特定のお店以外日本のビールは無く、その殆どはサンミゲルビールだけだそうです。またフィリピンの税制ですが、基本的

に労働所得と受動所得との課税制度に区分されます。そして法人税の課税所得はフィリピン法のもとで設立された「国内法人」、フィリピン国内で事業に従事する支店などの「居住外国法人」、フィリピン国内で事業に従事しない「非居住外国法人」によって異なります。

納税者が各源泉から稼得した労働所得は合算の上、課税されます。法人の場合合算は35%の一定税率です。この35%は二〇〇五年に32%から35%へ引き上げられました。しかし二〇〇八年末まで35%とし、二〇〇九年一月一日に30%に引き下げの予定になっています。そのほか国内法人及び居住外国法人には2%の最低法人税もあります。

受動所得については、所得の種類及び納税者の区分により異なりますが、5%～35%の税率が適用され、源泉徴収され



ることが多いようです。

フィリピンは伝統的な課税体系を採用しています。すなわち、利益は法人レベルで一旦課税し、株主に分配された時点(国内法人及び居住外国法人を除く)で再度課税します。法人が支払った税額を株主が控除することは認められません。

更に、法人及び自営業者は四半期ごとに申告書を提出することが義務付けられています。第一～第三四半期については期末から六十日以内に、確定申告書については年度末から四ヶ月十五日以内に提出します。いずれかの四半期の総所得(総収入)が十五万ペソを超える場合、確定申告書に監査済み財務諸表を添付します。

遅延した場合は25%の加算税、年率20%の延滞税が課されます。仮装隠蔽など意図的な過少申告の場合は50%の加算税が課されます。

セブの財産は何と言っても「綺麗な海」と一年中夏のような「温暖な気候」だと思います。この財産を破壊しないようにフィリピンの人たちが、そして私たち外国人も認識し考えて行かなければならない事が一つ。いま一つは、どこの国も同じですが、マリンスポーツを楽しむ豪華な食事をしている人もいれば、日々の生活に困り、教育も受けてずタバコやミネラルウォーターを売り歩く子供たちもいます。この格差が少しでも、ほんの少しだけでも無くなる社会にするためにはどうしたら良いのか。そんなことを考え、そして感じた海外研修でした。

(記／梅村信敏・写真／渡邊耕辞)

青年部会 二月二十八日(火)／財団法人骨髓移植推進財団

チャリティー金を骨髓バンクへ 「命を救う」究極のボランティアへの登録を!!

チャリティー寄贈

昨年に引き続き、チャリティー暑気払いなどの浄財を「日本骨髓バンク」へ贈呈いたしました。

木村成雄事務局長と大久保英彦広報渉外部長にお会いし、現状のお話を伺うことが出来ました。

今年で設立から十七年目。

平成二十年一月十五日ドナー登録者数が三十万人という当面の目標に達し、疾病患者の93・5%の確率で適合するドナーが見つかる状況になっているとのこと。

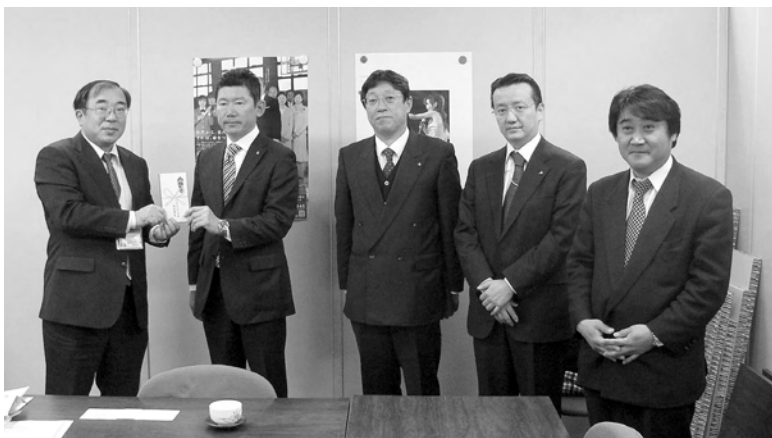
しかし、今もなお適合するドナー候補者が一人も見つからない患者さんも多くいらっしゃる事から、一人でも多くのドナー登録を推進して行くよう取り組んで行かれるということでした。

登録できるのは、十八歳から五十四歳まで、提供できるのは二十歳から五十五歳まで。三泊四日の全身麻酔手術で、体重60kgの方から900ccの骨髓を抜くという「究極のボランティア」(事務局長曰く)です。移植の終わったドナーの方にアンケートを取ると80%以上の方は、もう一度登録したいと回答するそうです。「命」

を救った達成感が、再度登録したいという気持ちにあらわれるのでしょうか。

(記／高村光朗)

（財）骨髓移植推進財団
ホームページ／<http://www.jmdp.or.jp/>



▲池田青年部会長より骨髓バンク寄付贈呈

青年部会 二月二十八日(木)／ロサボウル

接戦のボウリング大会・懇親会

ボウリング大会

今年も青年部会ボウリング大会が行なわれました。

五レーンに十九名の参加者で幕が開きました。試合中は皆さんハイスコアを狙って精一杯がんばっていました。二ゲームを投げ終わり、今年も僅差ではありませんでしたが、初参加の葉山幹事が見事優勝しました。また、ハイレベルな戦いに次回の東法連青年部会第四ブロックボウリング

大会の「優勝」に期待がもてそうです。(?)
その後、懇親会場の「焼肉 蔵」へ場所を移し、残念ながらボウリング大会に参加できなかった会員も合流し、表彰式並びに懇親会を行いました。お肉が焦げそうなくらい話が弾みより懇親を深めることができました。
参加者の皆さん、ありがとうございました。
(記／月井幸夫)



▲ストライク続出で大接戦!



▲見事優勝した葉山幹事(右)



▲荒川雄一氏による有意義な研修会

国際フィナンシャルコンサルタント、中小企業診断士等他にも多くの肩書きをお持ちで、青年部の幹事でもいらっしゃる荒川雄一様を講師に迎え、「税務研修会」が開催されました。沢山の会員の方が集まる中、一時間に亘る大変有意義な講演でした。研修項目は「失敗しない資産運用の基本とその税金」でしたが、世界の金融動向と二〇〇八年の見通し、国際分散投資の必要性、資産運用の基本その他、初心者でも分かり易く、また実際に資産運用をしている人でも勉強になる、思わず是非もう一回、いえもう二回三回受けたくなる研修会でした。

税務研修会もあつという間に定刻となり、豊島法人会事務局より会場を移動して、「正副会長を囲む会」が開催されました。鈴木会長をはじめ、宮代副会長、長島副会長、そして南山副会長にご出席頂き、また青年部も二十名近くが出席した盛大でとても和やかな会となりました。普段ではゆつくりお話を伺えない正副会長の皆様と青年部一人一人が自己紹介も兼ね、正副会長皆様の仕事やプライベート等色々なお話を聞かせて頂きました。中でも、鈴木会長より「e-Taxの推進」のお話を頂き、池田青年部会長を先頭に青年部も一丸となって「e-Taxの推進」に積極的に取り組んで行く盛り上がりとなりました。料理も進み中、三本締めでお開きとなりました。（記／梅村信敏）



▲実りある正副会長を囲む会

税務研修会・正副会長を囲む会

青年部会 三月二十四日(月)／事務局会議室・東明大飯店

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

オフィス、新しいかたち

ネット申告
e-Tax

1

電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。

2

電子申告における第三者作成書類の添付省略の措置が講じられました。

3

税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略することができるようになりました。

もっと詳しくお知りになりたい方は…

「e-Tax」ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

「e-tax」ホームページで、システムの概要やご利用にあたっての手続きなどについてお答えします。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

女性部会 一月二十二日(火)／リビエラ東京

三十周年を迎えた新春交流会

研修会・新春交流会

一月二十二日、三十周年の節目の新春交流会を、リビエラ東京にて開催いたしました。

第一部の研修会では、大石部会長の挨拶につづき、館山法人会女性部会との交流会にあわせて、豊島税務署の今長副署長から「安房の歴史及び名所・旧跡」と題したご講演をいただきました。

つづいて、有限会社ツールボックス代表取締役 田代秀雄氏より、全国女性フォーラムの今年のテーマにタイムリーな「紙」から学ぶエコロジーの極意」というご講演をいただきました。紙のやさ



▲今長副署長による「安房館山」の講演



▲皆さん熱心に聴き入りました



▲田代秀雄氏によるエコロジーについての講演

しさや暖かさ、紙から見る「生産」「消費」「回収」の好循環等々の内容で、実際にテーブル、ソファアを持ってきてくださったの素晴らしい講演でした。

第二部新春交流会では、大石部会長、南山副会長のご挨拶、岩田相談役の乾杯の後、新春にふさわしく華やかな装いのヴァイオリン奏者KOKO氏が、懐かしい曲、新しい曲を奏でてください、美味しいお料理とともに楽しい会となりました。

(記／田中亜子)



▲華やかなヴァイオリンの音色



▲紙のソファアとテーブルに驚き！

女性部会三役会で初釜

女性部会 一月十九日(土)

初釜会

目白庭園にて開催予定であった「初釜」は、会場の確保ができず、部会員の皆様には、大変申し訳ありませんでした。

新年を迎え、心を一つに今年の事業の遂行に向け三役会を開催しました。会終了後、田中会計(表千家師範、宗重)の御自宅、茶室にて初釜に参加させていただきました。床には若竹の花入れに青柳しゅろを設え、青畳と沸く湯の「音」は、「侘び」「寂び」の風情を感じさせるものでした。

(記・写真／田近富江)



▲田中会計によるお点前

女性部会 三月七日(金)／千葉県館山市・南房総市

太陽のシャワーと花の香りの中で 「館山法人会女性部会との交流会」

管外研修

三月七日、今長豊島税務署副署長のご紹介で、館山法人会女性部会との交流会を行いました。

当日は、晴天に恵まれた陽射しの中、参加者は二十六名で予定どおり定刻に出発。車内では、大石部会長の挨拶の後、南山副会長に「法人会の概要・あり方・公益法人について」のお話をいただきました。また、中国とお仕事ではゆかり縁の深い遠藤副会長には、今社会の関心を集めている「中国の食問題」のお話を

並んで出迎えてくださいました。館山法人会会長、女性部会長の挨拶をいただき、役員の皆様の自己紹介が行なわれましたが、柴田部会長の「東京はお金で何でも買えるけれど、館山にはお金で買えない素晴らしい自然があります」と言われたことが、とても印象に残りました。管轄エリアは豊島の約四十四倍の広さで、館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町ということなのです。

豊島法人会からは、南山副会長、大石部会長の挨拶に始まり、各会員の自己紹介を行なった後、質問として、館山市の最近の人口動向と地方格差がある中でのこれからの方向性について、また、美味しい魚料理の方法について等を尋ね、教えていただきました。「漁師は減少傾向にあるけれど、花の生産業者は順調です」というお話も伺いました。

楽しく交流する時間もあつという間に過ぎ、名残惜しみながら帰路に向かいました。途中、千倉・白間津の花畑で花摘みを楽しみ、その上お土産に花束をいただきました。バスの中は一面花に埋まりました。道の駅ちくら「潮風王国」では、新鮮な魚介類のお土産を買うことができました。今回の管外研修は、自然を満喫し、一

足早い春を感じる楽しい研修会でした。この研修会で得た「糧」を女性部会の今後の活動に活かしていきたいものです。

(記／野本芳子・写真／渡利由子)

をしていただき大変盛り上がりしました。最初の目的地館山城・城山公園は見晴らしの良い丘陵地にあり、館山市立博物館や日本庭園、万葉集に読まれた約百種類の植物を集めた万葉の小径もあり、花の公園としても親しまれているそうです。また、館山城は「南総里見八犬伝」の資料館になっており、三階の展望台からは三六〇度の視界、素晴らしい景色が見られました。



▲澄みわたる青空と館山城



▲館山法人会女性部会との交流会



▲一足早く春を見つけました



▲白間津の花畑で花に囲まれて

経営研究会 二月十九日(火)／ホテルベルクラシック東京

日本を囲む国際情勢について

国際問題講演会

今年は、二月十八日 パキスタン総選

挙、二月二十五日 韓国大統領李明博氏就任、三月二十二日 台湾総統選挙、八月北京オリンピック、そして極めつけの十一月二日 アメリカ大統領選があります。

当研究会では、毎年国際問題についての講演会を行なっておりますが今年は日本を取り囲む国際情勢を勉強しようということになりました。

「二〇〇八年北東アジア情勢―北京五輪前後の中国はどう動くか」という題で(財)霞山会・主任研究員の阿部純一先生に講演をお願いしました。六時から八時までたっぷりお話いただきました。以下概略



▲阿部純一先生による北東アジア情勢についての講演

◆台湾

総統選挙は馬英九氏(国民党)と謝長廷氏(民進党)の一騎打ちの様相であるが、一月の総選挙で大勝した国民党の馬氏優勢の状況である。中台は経済的に一体化しつつあり、台湾独立も大陸からの断絶を意味するものではなく、最近では旅行者受け入れなど行なわれている。日本にとっては日本留学(京大)経験のある民進党の謝氏の方が、中国との和平協定締結を目指す馬氏(馬氏はアメリカ留学)より日本重視で望ましい。

◆朝鮮半島

韓国新大統領の李明博氏は経済界出身。対北朝鮮の宥和政策(太陽政策)は引き継がないが、氏の提唱する経済政策は日本の賠償金(未確定)を前提に考えているなど矛盾が多く前途多難とのこと。但し、対米・対日関係は改善しよう。

北朝鮮はレアメタル等の資源が多いものの大半が中国に借款のかたに抑えられている。これを不満として北朝鮮は中国との関係が悪化しつつあり、外交関係も中国のクビキから逃れようとしている。最近の餃子事件も北朝鮮の工作との風評があるほど。

◆アメリカ大統領選について

日本にとっては共和党のジョン・マケイン候補が最良・ブレイン等に知日派・親日派が多く日本重視の外交政策がとられるであろう。民主党オバマ候補は特に日本が嫌いではなさそうだがアジア政策・対日政策がまだ判らない。クリントン候補は最悪。中国重視であり沖縄サミットにも来なかったほどの日本嫌いと思われる。彼女が大統領になれば日本は大変。ますます影の薄い存在となろう。

◆中国

軍事費が十九年連続で二桁成長を遂げ、日本の防衛予算を上回る規模に達している。

著しい経済成長をつづける中国だが、弱点はある。一人っ子政策の結果、日本を上回る急速な高齢化社会がこれから来る。生産人口は二〇一四年より減り始める。

また中国の得意とする資源多消費型の産業が、将来の資源の制約もあり、これからどこまで伸びるか疑問。注目の北京オリンピックだが、五輪後の景気の落ち込みはそれほど心配いらぬのではないかと。北京は上海と比べ、田舎であり、中国において占める経済規模は小さい。

活発な質疑応答後、先生を囲んで懇親会が行なわれた。久しぶりに充実の硬派な講演会。先生、参加者の皆さん、長時間お疲れ様でした。(記/土屋 治)

オフィスのパソコンから
申告・納税!

e-Tax

税制改正により、一層使いやすくなりました!

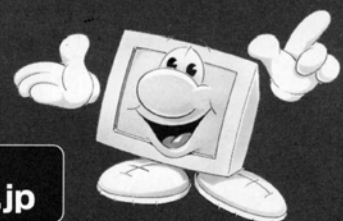
- 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。
- 電子申告における第三者作成書類の添付省略措置が講じられました。
- 税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略することができるようになりました。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

法人会

もっと詳しくお知りになりたい方は…

「e-Tax」ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

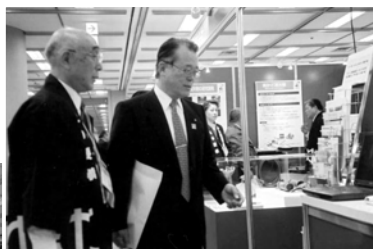


法人会の活動状況

▼活気あふれるものづくりメッセ



▲展示の説明を受ける
鈴木会長



「としまものづくりメッセ」は、豊島法人会、豊島産業協会、東京商工会議所豊島支部等数多くの団体の協力、協賛を得て、このたび実現した。(株)関越物産のこんにやく、ところてんなどの試食、都立北豊島工業高校の生徒達の考案作品、豊島区印刷関連産業団体による大判ポスター、箔押機の名入れ作成など大好評であった。

発見！発見！豊島の力を支える としまものづくりメッセ

三月二十日(木)～二十一日(土)／サンシャインシティ展示ホールB

(社)豊島法人会会員企業からの出展は左記のとおり

(株)赤見製作所・浅間軽石(株)伊藤園・(株)関越物産・(株)サイニクス・佐久間製菓(株)・巣鴨信用金庫・(株)セイコーアドバンス・タカセ洋菓子(株)・宝印刷(株)・中央理化学工業(株)・東京信用金庫・(株)東京タカラ商会・永田精機(株)・白十字(株)・林時計工業(株)・日立プラントテクノロジ・(株)福島家・藤澤工業(株)・富士製袋機工業(株)・(有)双葉発條工業所・(株)プラナ・マキノ製缶(株)・立教大学

今回のものづくりメッセは、これからの都会型産業の姿を指し示すのに意義があった。IT産業から伝統工芸まで、創意と工夫を凝らしてIT独自の技術を披露していた。私たちは得てして、IT産業の表面上の華やかさに目を奪われがち。しかし、縁の下で支えているのは、地味ではあるが我々地元豊島区の企業である。そんな自信と自負が、力強く聞こえてくる「ものづくりメッセ」であった。

会場に来ていたある年輩者に聞いてみた。「やっぱり、技術を支えているのは人だね！」この一言が、とっても印象的であった。これからの都会型産業は、こうした人間の自信と自負に支えられた産業である。と、今回の取材を通じて深く感じさせられた。

(記・写真／阿部双葉)

稲川会長 再選

三月十一日(火)／ホテルメトロポリタン

七十名の会員が出席し、十九年度事業報告・収支決算、二十年度事業計画案・収支予算案が承認された。その後、役員改選が審議され、稲川辰男会長が再選された。

総会にひきつづいて、フジテレビキャスターの黒岩祐治氏を講師に招き、「どうなる、日本の政治と経済」のテーマで、春季研修会をおこなった。



▲稲川会長が再選



▲フジテレビキャスター黒岩祐治氏の講演



▲榎田豊島税務署長からの挨拶

第三十三回 豊島優申会定時総会



▲走る e-Tax!? 深水統括官

(記／松尾和代子)

高田ブロッタは、貴重品預かり、会場内誘導等、大会運営の一端を担い、法人会のPRにもなった。

晴天にめぐまれ、千人あまりのランナーたちが競った。記録を更新できてよるこぶ人、きついけれども完走をめざす人、その心意気が伝わってくる。中でも豊島税務署の深水法一統括官のパフォーマンスは人目をひいた。帽子にe-Taxのハタをたて、5kmの上り下りを走る、走る。まさに確定申告期間中のグッドタイミングではなかっただろうか。

◆特別協賛／(株)デサント

法人会他

学習院・社団法人豊島

◆後

援／豊島区・豊島区教育委員会・豊島区体育協会・

◆主

管／豊島区陸上競技協会

◆主

催／目白ロードレース実行委員会

◆場

所／豊島区立千登世橋中学校・学習院周辺



▲親子で激走!!



▲春の目白を駆け抜ける



▲法人会も運営スタッフとして協力しました

〈 告 募 集 〉

豊島法人会報に広告を掲載してみませんか
企業のPRに是非ご利用ください。

詳しくは法人会事務局までお問合せください。
お問合せ／豊島法人会事務局 TEL3985-8940 (担当：市川)

法人会の活動状況



▲西巣鴨中学校桜並木通りにて



▲手づくりのおでん・とん汁



▲あつと言うまに鍋はからっぽ

恒例により、今年も年に一回の桜祭りが開催された。豊島法人会の地元の人々は、どんなに楽しんでいたことか。西巣鴨中学校の家庭科教室を借りての下ごしらえ。

とん汁、おでんは、なんと計四、五百食分である。

他の支部からも、女性がお手伝いに来てくださり、また各支部長の方々も小雨にもかかわらず大勢応援にかけつけて下さった。豊島法人会会員の方々の団結の強さを感じた。会員の皆さん、また一般

の方々も大勢集合。開催して一時間余りで、とん汁、おでんはあつと言う間に人々のおなかを満たし、なべは空っぽ！

一度に数百人の手料理を作るのは、大変さもあるが、今の時代、手作りこそが人の和を広げ、またより一層の団結力を強める源の一つと考えられる。

南大塚の「桜まつり」と手作りおでん・とん汁は、これからも地元の人々はじめ、皆様に喜んでいただくよう、継続していきたいと考えています。

おでんを食べていた会員の中年男性に

待ちに待った桜最前線、いよいよ南大塚に来たる 第九回 南大塚桜まつり

大塚西巣鴨ブロック 三月二十八日(金)／西巣鴨中学校桜並木通り

聞いてみた。「僕は、第一回目から来ていますよ。おでん、とん汁は実に美味しいねえ。何か、田舎のおふくろの味を思い出すねえ。この日の来るのを楽しみにしているんですよ。」

(記／阿部双葉・写真／天沼友一)



▲今年も大盛況

〈表紙・お気に入りの店募集〉

豊島法人会報では、表紙の写真、並びにお気に入りの店のコーナーのご紹介を会員の皆様より募集しております。

詳しくは法人会事務局までお問合せください。
お問合せ／豊島法人会事務局 TEL3985-8940 (担当：市川)

税制改正の要綱

閣議決定!!

政府は、平成二十一年一月十一日、平成二十一年度税制改正要綱を閣議決定しました。主な改正事項をお知らせします。

なお、最終的な改正内容については、今後の国会審議等にご留意ください。



I 法人関係税制

一、研究開発税制

試験研究費の特別税額控除制度について、増加分に対する上乗せ特例措置が改組され、次の特例のいずれかを選択適用できる制度が創設されます。この制度における控除税額は、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度または中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の一〇％が限度となります。

(1) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の五％の特別税額控除ができるようになります。

(2) 試験研究費の額が平均売上金額の一〇％を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合を乗じた金額の特別税額控除ができるようになります。

(注) 特別税額控除割合は、試験研究費割合から一〇％を控除した割合に〇・二を乗じた割合となります。

【適用期間】平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度

二、情報基盤強化税制

(1) 対象設備等の追加

部門別、企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものが追加されます。

(2) 取得価額の最低限度の引き下げ

資本金の額または出資金の額が一億円以下の法人等について、対象設備等の取得価額の合計額の最低限度が七〇万円に引き下げられます(現行三〇〇万円)。

【適用期限延長】平成二十二年三月三十一日まで二年延長

三、減価償却制度

(1) 法定耐用年数の見直し

機械装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数が見直されます。

【適用時期】既存の減価償却資産を含め、平成二十一年四月一日以後開始する事業年度から耐用年数の短縮特例

本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができるようになります。

II 中小企業関係税制

一、特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設

(1) 個人が、その年中に特定中小会社であった次の要件を満たす株式会社に投資した金額について、一、〇〇〇万円を限度として寄附金控除が適用されます。

① 設立一年目の株式会社：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者

② 設立二年目または三年目の株式会社：特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であるもの

(2) 特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除されます。

(3) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の二分の一課税の特例については、所要の経過措置が講じられた上、廃止されます。

【適用時期】平成二十一年四月一日以後に特定中小会社の株式を払込みにより取得する場合

二、中小企業投資促進税制

適用期限が二年延長されます。

三、交際費等の損金不算入制度
中小企業者に係る四〇〇万円の定額控除の適用期限が二年延長されます。

四、欠損金の繰戻し還付の不適用制度

中小企業者の設立後五年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限が二年延長されます。

五、少額減価償却資産の取得価額(三〇万円未満)の損金算入の特例

適用期限が二年延長されます。

【適用期限二年延長】平成二十二年三月三十一日まで

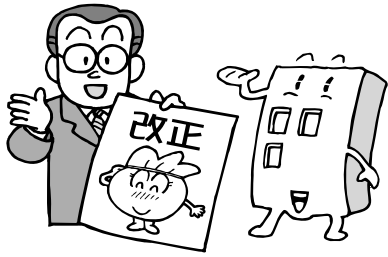
III 事業継承税制

一、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

(1) 事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数等の三分の二に達するまでの部分)に係る課税価格の八〇％に対応する相続税の納税が猶予されます。

(注一)「事業承継相続人」とは、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律(仮称)における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいいます。

(注二) 会社を経営していた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者(事業承継相続人を



除く。の中で筆頭株主であったことを要します。

(2) 納税猶予の対象となる株式等のみを相続するとした場合の相続税額から、その株式等の金額の二〇％に相当する金額の株式等のみを相続するとした場合の相続税額を控除した額が猶予税額とされます。

(3) その事業承継相続人が納税猶予の対象となつた株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額が免除されます。

(4) その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から五年の間に、代表者でなくなる等により、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全額を納付することとなります。

(5) 右記(4)の期間経過後において、納税猶予の対象となつた株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となつた株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付することとなります。

(6) 右記(4)または(5)により、猶予税額の全額または一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付することとなります。

(7) この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となつた株式等のすべてを担保に供しななければならないこととなります。

(8) 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、

所要の経過措置が講じられた上で廃止されます。

【創設及び適用時期】二十一年度税制改正において創設され、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等に遡って適用

※新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることが検討されます。

二、非上場株式の評価に係る営業権評価の見直し

(1) 純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び純資産価額に乘じる利率の見直しが行われます。

IV 金融・証券税制

一、上場株式等の譲渡所得等に対する課税
(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の七％軽減税率の廃止

平成二十年十二月三十一日をもって七％（住民税とあわせて一〇％）軽減税率が廃止され、平成二十一年一月一日以後は一五％（住民税とあわせて二〇％）となります。

(2) 特例措置

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間（二年間）に上場株式等を譲渡した場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち五〇〇万円以下の部分については、七％（住民税とあわせて一〇％）となります。

(3) 源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間（二年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率は、七％（住民税とあわせて一〇％）となります。

この場合、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座

以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が五〇〇万円を超える者については、そのを超える年分について、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用されません。

二、上場株式等の配当所得に対する課税

(1) 上場株式等に係る配当等の七％軽減税率の廃止

個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成二十年十二月三十一日をもって七％（住民税とあわせて一〇％）軽減税率が廃止され、平成二十一年一月一日以後は一五％（住民税とあわせて二〇％）となります。

(2) 源泉徴収税率の特例措置

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間（二年間）に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。）に対する源泉徴収税率が七％（住民税とあわせて一〇％）となります。

この場合、その年中の上場株式等の配当等（年間の支払金額が一万円以下の銘柄に係るものを除く。）の金額の合計額が一〇〇万円を超える者については、そのを超える年分について、当該上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用されません。

三、損益通算の特例

(1) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときまたはその年の前年以前三年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除できるこ

ととなります。

【適用時期】平成二十一年分以後の所得税

V 地域間の財政力格差の縮小

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が分離され、「地方法人特別税」と及び「地方法人特別譲与税」が創設されます。

一、地方法人特別税

(1) 納税義務者

法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者。

(2) 課税標準

標準税率により計算した所得割額または収入割額。

(3) 税率

① 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によつて法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率…一四八％
② 所得割額によつて法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率…八一％
③ 収入割額によつて法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率…八一％

(4) 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が法人事業税の例により併せてこれを行うこととされます。

【適用時期】平成二十年十月一日以後に開始する事業年度

二、地方法人特別譲与税

地方法人特別税の税収の全額を人口等一定の基準により都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税が創設されます。

VI その他

一、寄附税制

(1) 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準が所得の金額の五％へ引き上げられます（現行二・五％）。

◎ 都 税 事 務 所 か ら の お 知 ら せ ◎

平成20年4月1日から 23区の法人二税・事業所税の所管都税事務所が変わりました

平成20年4月1日から、法人二税（法人事業税・法人都民税）・事業所税にかかる都税事務所の所管区域が下表のとおり変わりました。

＜所管都税事務所一覧表＞

主たる事務所・事業所の所在区	千代田	文京	荒川	北	足立	中央	江東	江戸川	台東	墨田	葛飾	港	品川	大田	新宿	中野	杉並	渋谷	目黒	世田谷	豊島	板橋	練馬
新たな所管都税事務所	法人二税	千代田	荒川			中央			台東			港	品川		新宿			渋谷			豊島		
	事業所税	千代田				中央						港			新宿						豊島		

①豊島区に主たる事務所・事業所のある方は、事業所税の所管が新宿都税事務所になりました。

申告書等のご提出は、豊島都税事務所の窓口でも行うことができますが、郵送による申告書等のご提出やご相談は、新宿都税事務所へお願いします。

法人二税は、従来どおり、豊島都税事務所が所管いたします。

②納税証明書の発行は、すべての都税事務所で行います。

事務手続き上、証明書の発行に時間を要する場合がありますので、お急ぎの方は、申告書控と領収証書の両方をお持ちください。



エルタックス
地方税の電子申告「eLTAX」をご利用ください

法人事業税・都民税、固定資産税（償却資産）の申告が
インターネットでできます

詳しくはeLTAXのHP <http://www.eltax.jp/>

サポートデスク 0570-081459 (IP電話やPHSからは03-5339-6701)

固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます (23区内)

- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- ◆ 縦覧期間 平成20年4月1日（火）から6月30日（月）まで（土・日・休日を除く）
- ◆ 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

＜縦覧できる方＞

当該区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞

当該区内で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）



☆ 納税者本人であることが確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）をお持ちください。

代理人の方が申請する場合は、納税者本人が署名、押印した委任状等と、代理人本人であることが確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）が必要となります。

【お問い合わせ先】豊島都税事務所 3981-1211（代）

「美味しく安く、良いもの卖るのが一番」と力強く述べた大野氏。とても実直で働き者という印象。自慢は、クリームパン。昔ながらの手作りカスタードで、大好評。コッペパン、ロールパン、ベビーあんどう、原宿ドック、ロールカステラ、ぶどう入り食パンなどなど。サラーマンのお客さんに聞いてみた。

「僕は、十年前から買いに来てますよ。必ず買うのは、子供パン。僕は大人ですがね(笑)。カスタードの甘さと、パンがミックスして、いい味なんだよね。」

「ひと味違う本物の大松…」

手作りパン屋さんの多い中、ひと味違う本物の大松ベーカリーとして、地元の人々に喜ばれ、定着している。(記・写真/阿部双葉)

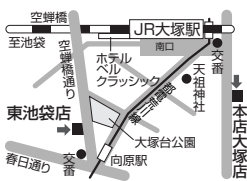
「美味しく安く、良いパンを…」

春の陽気に誘われて、ぶらり大塚台公園へ。きょうもまた、あの香ばしいパンの香りが漂ってくる。一九四六年創業。先代の御両親から受け継いだ大野恵一社長。弟さんと共に、毎日手作りパンに励んでいる。

株式会社 大松ベーカリー



懐かしさいっぱい
おいしさいっぱい
老舗のパン屋さん



大松ベーカリー東池袋店
豊島区東池袋2-1-10
TEL.3971-2429
都電荒川線向原駅より徒歩1分
JR大塚駅より都電沿いに徒歩5分
定休日/日曜、祝日、第2土曜
営業時間/6:00~19:00・通年



「笑っていいとも」で紹介され SMAP の中居君も食べたコッペパンもあります。



大野恵一社長

事業資金の
決定版!!

マル経融資 経営力UP

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、東京商工会議所の推薦により、担保不要・保証人不要・低金利で融資を受けられる国(国民生活金融公庫)の公的融資制度です。

マル経融資の特徴

- 保証人・担保不要
(信用保証協会の保証も不要)
- 低金利
(融資利率は変わることがあります)
※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

無料窓口専門相談

(弁護士・税理士)

専門家(税理士・社労士・中小企業診断士など)による個別指導も承ります。

◎各種経営相談も承ります。



東京商工会議所 豊島支部 〒171-0021 豊島区西池袋3-27-12 池袋ウェストパークビル9階

で相談・お問い合わせは TEL:03-5951-1100 [受付時間 平日9:00~17:00] FAX:03-3988-1440

新規会員紹介コーナー

順不同

株式会社 瑞得興業



入 会 平成19年11月
代表者名 曾根 和夫
業 種 建築解体業
所 在 地 豊島区駒込7-5-13-102
T E L 03-6423-2943
F A X 03-6423-2944

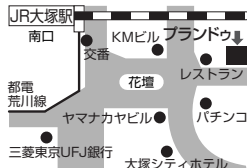


木造建築から工場高層ビルの解体
工事の会社です。アスベスト処理
内装解体等も行っております。安
全と安心をモットーにしています。

株式会社 プランドゥ

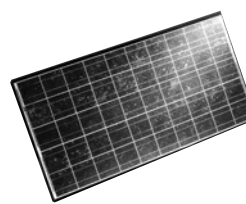


入 会 平成20年1月
代表者名 石上 文男
業 種 内装仕上工事業
所 在 地 豊島区南大塚1-60-19
パルムハウス304
T E L 03-5976-4020
F A X 03-5976-4022

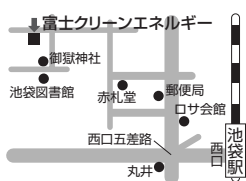


店舗の内装及び事務所、住宅等
あらゆる内装に従事している会社で
す。

株式会社 富士クリーンエネルギー



入 会 平成19年11月
代表者名 加藤 寿男
業 種 太陽光発電、エコキュート等、
CO²削減のエネルギーの推進
所 在 地 豊島区池袋3-49-6
T E L 03-3988-3020
F A X 03-3988-7644



ストップ!! 地球温暖化 CO²削減の
為に街中にクリーンエネルギーを。
それが当社の夢です。御一報いた
だければすぐにおうかがいします。

アクシスインターナショナル株式会社



入 会 平成20年1月
代表者名 中谷 公巳
業 種 ITコンサルティング事業・
システムソリューション事業
所 在 地 豊島区東池袋1-43-10-509
T E L 03-5396-2393
F A X 03-5396-2397

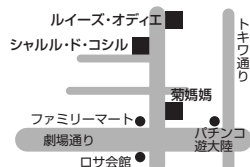


IT 技術を通して、企業・団体を対
象にインターネット接続・ホスティ
ング・アウトソーシングなどの
各種サービスを提供しています。

サンシャイン国際商事株式会社

- ◎菊媽過橋米線
(中国雲南省料理店)
池袋2-8-2 OSビル1F
- ◎PUBリーズ・オディエ
池袋2-10-3 絆ビル2F
- ◎PUBシャルル・ド・コシル
池袋2-4-6 續亦第3ビル1F

入 会 平成19年12月
代表者名 中島 菊
業 種 飲食業、貿易業
所 在 地 豊島区池袋2-62-1-503
T E L 03-5391-9398
F A X 03-5391-9398



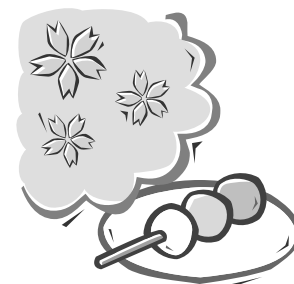
中華料理、PUBなどを経営し貿
易などの仕事も展開しておりま
す。宜しくご指導のほどお願い申
しあげます。

新規会員を募集しております。

新規会員紹介コーナーは、
新しく豊島法人会の仲間
に加わっていただいた方の
ページです。

掲載希望の方は、指定原
稿がありますので、法人会
事務局までご連絡下さい。

(法人会事務局 TEL.3985-8940 担当/市川)



決算法人説明会の開催通知・決算シールについて

従来、決算法人説明会の「ご案内」は、税務署、法人会の両方から差し上げておりましたが、平成19年8月から税務署から申告月にあわせてのご案内のみとなりました。

なお、説明会は毎月開催しておりますので、申告月以外の月でも参加することができます。行事予定表(23ページ掲載)で日程等を確認の上、ご参加ください。

また、法人会からのご案内に同封しておりました「決算シール」は、本誌裏表紙に印刷されている「豊島法人会会員証」を点線で切り取って、申告書に貼付してください。



↑裏表紙の会員証を、申告書に貼付してください。

豊島法人会 行事予定表 (5～7月)

月 日	行 事	時 間	場 所
20年 5. 8 木	新設法人説明会	13:30～15:30	事務局会議室
5. 12 月	決算法人説明会	13:30～16:00	豊島勤労者福祉会館
5. 13 火	決算法人説明会	13:30～16:00	豊島勤労者福祉会館
5. 14 水	第34回通常総会	16:00～19:00	ホテルメトロポリタン
6. 6 金	新設法人説明会	13:30～15:30	事務局会議室
6. 11 水	決算法人説明会	13:30～16:00	税務署会議室
7. 4 金	新設法人説明会	13:30～15:30	事務局会議室
7. 8 火	決算法人説明会	13:30～16:00	税務署会議室

すい内容になっています。
みなさまご存知のように、各部会・委員会・ブロックはめざましい活動を行っています。この活動を支える会員諸氏の・ち・からは、日常、経営者として発揮されるリーダーシップの賜物ではないでしょうか。
本誌の編集にあたって、印刷会社の今村氏、河島氏に専門的な立場から助言や提案を受けています。
これからも、豊島法人会として、互いに双方向、実のある団体であってほしいと願っています。
(記／四月号編集キャップ 松尾和代子)



木々の芽もあざやかな春らんまんの季節です。みなさまには、ことしの桜はいかがでしたか。
会報誌も盛り沢山の記事をのせて、書き手の体温が伝わるようつとめて、工夫を重ねてきました。
宮代副会長、堀口委員長、広報委員諸氏の豊富なアイデアと意見が反映されて、興味をひく、読みやすい

編集後記

この時にしかないチャンスだ。桜はすでに四月七日で散りかけている。芝桜の満開は四月中旬から五月初旬までだ。二つのこの色鮮やかさは明日はないだろう。
・撮影場所／群馬県館林市 館林野鳥の森フラワーガーデン
・撮影年月／平成十九年四月七日

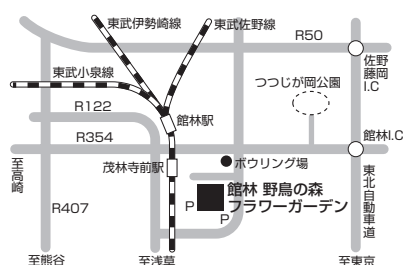
(表紙写真・記／若林正美)



表紙の言葉

春爛漫の花の宴

ソメイヨシノの桜と二十万株の芝桜とが咲き誇り、競演している。春爛漫の花の宴、正にこの日、この場、



みんなで築こう明るい未来



従業員の退職金準備に

特定退職金共済制度

制度の 特色

- 事業主が毎月一定の掛金を口座振替で払込み、退職金の支給は事業主にかわって当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。
- 掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。

■制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば中小企業に限らず、その従業員を加入させることができます(ただし、年齢14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下に限ります)。なお、掛金の払込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。ただし、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。
- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

お問い合わせ・資料請求は

■退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を年金(支給期間:5年もしくは10年)として受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金月額2万円をともに超えている従業員にのみ適用)

■過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度としてさかのぼることができます。(新規加入事業所のみ適用)

※ご加入に際しては所定のパンフレットを必ずごらんください。

委託保険会社 大同生命保険株式会社

〈東京都知事認可〉

財団法人 **東法連特定退職金共済会** 法人会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL. (03)3357-1641(代) FAX. (03)3357-1642

申告書に切り取って貼付しましょう。

200804
豊島法人会会員証